

## 学校再開にあたって子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するための 緊急措置を求める意見書(案)

大阪では5月21日に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除され、その後、段階的に学校の授業が再開されていますが、長期の休校による子どもたちの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスが深刻になっています。

子どもたちの学びを進めるうえで、心身のケアをしっかりと行うことは大前提と言えますし、万全の感染症対策を行うことが重要ですが、学校の現状は感染防止の基本の一つである身体的距離の確保ができないという重大な問題に直面しています。

再開後のしばらくは、20人程度の授業とするためクラスを2グループに分けて分散登校に取り組んできましたが、この措置を続けるには教員数や教室が不足し、6月15日からは通常の体制に戻っています。

政府は休校により生じた学習の遅れを取り戻すため、第2次補正予算案で教員3100人を追加するとしているものの、この人数では、全国の小中学校の10校に1人しか教員が配置されず、少なすぎると言わざるを得ません。いま求められているのは、子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やす等、教育条件の抜本的整備を緊急に進めていくことです。

よって、国及び政府は学校再開にあたって子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するために下記事項を緊急に取り組まれるように強く求めます。

### 記

1. 小中高の教員の追加増員を10万人規模に増やすこと。そのため継続的雇用など処遇を手厚くするとともに、多くの教職経験者から教員免許を奪っている教員免許更新制を凍結すること。
2. 20人程度の少人数授業がおこなえる教室数の確保のため、プレハブ建設や公共施設の転用をすすめる、私立学校にも私学助成を増額し、同様の措置をとること。
3. 養護教諭をはじめとする教職員の増員。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習や清掃・消毒・オンライン整備などのための支援員を増員すること。
4. 感染症対策の備品と設備は政府が責任をもって保障すること。
5. 特別支援学校は、もともと設置基準がないもとの深刻な「密」となっています。プレハブ建設などによる場所の確保と教職員などの増員を早急におこなうこと。
6. 児童生徒の負担が過重とならないように、学習内容を精選し、学習指導要領の弾力化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年6月 日  
(日本共産党提出)